

第12回 名寄市農業委員会総会（令和4年12月）会議録

日 時 令和4年12月22日（木）

午後2時29分 開始

午後3時21分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	土地の現況証明願いについて	2件	承認
第3	議案第2号	設定された権利の合意解約について	9件	承認
第4	議案第3号	農用地利用集積計画の作成について	28件	承認
第5	議案第4号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	7件	承認
第6	議案第5号	農地法第52条に基づく賃貸料情報について	1件	承認
第7	議案第6号	農地利用状況調査に係る非農地の認定について	1件	承認
第8	報告第1号	農地法第5条転用工事完了報告	1件	

第12回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	10番 安達啓治	18番 中村敏夫
2番 新田司	11番 上手浩幸	19番 村中洋一
3番 藤野修一	12番 林秀典	22番 竹部裕二
4番 清水康史	13番 沼田清憲	23番 南原政幸
5番 高橋尚幹	14番 武田修一	24番 鈴木英二
6番 水間健詞	15番 山上瞳	25番 越孝則
7番 飯村規峰	16番 住田美紀	26番 阿部貴代美
8番 菅野真記子	17番 横田浩二	27番 又村裕司
9番 村上清		

欠席 20番 小田桐正彦 21番 飯塚明夫

第12回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和4年12月22日(木) 午後2時29分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは令和4年第12回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶を
いただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和4年第12回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日は20番 小田桐委員、21番 飯塚委員から欠席報告を受けており、委員定数27名
中、委員25名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項 在任委員の過半の
出席となっていますので、本総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、10
番 安達委員、11番 上手委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、安達委員と上手委員に決定いたしました。

議 長： **日程第2、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。
番号26番について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第1号 番号26番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。番号26番について説明します。8月26日に武田委員と新田委員、そ
して私が農地パトロールにおいて状況を確認し、住宅が建っていることから非農地として
います。場所については9ページをご覧ください。道道旭名寄線から望湖台へ抜ける道路
がありますが、道道が東10号なので東11号を左に入ったところになります。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
番号26番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号26番は原案のとおり証明することに決定いたしました。続いて**番号27番**について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第1号 番号27番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

林 委員： はい。

議 長： 林委員。

林 委員： 12番 林です。番号27番について説明します。まず土地の所在ですが、地図の9ページをご覧ください。真ん中の少し左側に黄色いマーカーで道道旭土別線とあります。その最初の“道”という字の辺りが土地の所在になります。現地については、8月1日の農地パトロールにおいて横田委員、住田委員、私また事務局で確認しています。利用状況については、周辺の土地は山林となっていて、この土地についても農地として利用できないことを確認しています。

議 長： ただいま、林委員より意見がありました。
番号27番について原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 意思なしと認めます。よって番号27番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： **日程第3、議案第2号「設定された権利の合意解約について」**を議題に供します。
番号13番から21番までを一括して、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号13番から21番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
番号13番から21番について、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号13番から21番について承認することに決定いたしました。

議 長： **日程第4、議案第3号「農用地利用集積計画の作成について」**を議題に供します。
はじめに、**売買**の審査を行います。**番号22番から24番**までを一括して、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号22番から24番を読み上げ説明する。)

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議長：ご意見がないようですので、番号22番から24番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長：異議なしと認めます。よって番号22番から24番は、原案のとおり決定いたしました。続いて**番号25番**について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号25番を読み上げ説明する。)

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

清水委員：はい。

議長：清水委員。

清水委員：4番 清水です。番号25番について説明します。12月7日午後3時より、出し手〇〇さん、受け手〇〇〇〇そして事務局2名、農業委員より私と小田桐委員が出席し、あっせんを行いました。徳田エリアでは受け手がいなかったため広域での調整となりました。7月にこの土地の近隣で〇〇〇〇さんが農地を取得したことから、〇〇〇〇さんに決定させていただきました。価格については1部条件が悪いところがあり、価格差をつけて設定し両者に合意していただいています。

場所については地図7ページになります。中心部に徳田とマーカーがついてる近郊の農地となります。また、豊栄寄りの方は、バイパスの入り口付近に対象農地があります。以上報告とします。

議長：ただいま、番号25番について清水委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議長：ご意見がないようですので、番号25番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長：異議なしと認めます。よって番号25番は、原案のとおり決定いたしました。
次に**番号26番**は、私から意見がありますので席移動のため暫時休憩いたします。
(14:40)

議長：それでは再開いたします。(14:40)
番号26番について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号26番を読み上げ説明する。)

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員： はい、議長。

議長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号26番について説明します。この案件につきましては、12月7日午前9時半より、委員からは私、新田委員、菅原委員と事務局4名であっせんが行われました。場所についてですが、地図の8ページをご覧ください。真ん中の下の方に、29線というマーカがついていますが、その1番突き当りの川そばの道路の北側に面した農地になります。〇〇さんからは、少し面積を減らしたいという申し出があり、また隣接で耕作されている〇〇さんが購入したいという希望がありました。ここは非常に良い農地ですが、三角の形をしていることから非常に使い勝手が悪いということで、反当り21万円と設定し両者に合意していただきました。問題ないかと思いますが、よろしくお願ひします。

議長： ただいま、番号26番について、沼田委員より意見がありました。ほかにご意見はありませんか。

議長： ご意見がないようですので、番号26番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議なしと認めます。よって番号26番は、原案のとおり決定いたしました。沼田会長、席移動のため暫時休憩します。(14:43)

議長： それでは議事を再開いたします。(14:44)
続きまして、番号27番から30番までを一括して、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号27番から30番を読み上げ説明する。)

議長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

上手委員： はい。

議長： 上手委員。

上手委員： 11番 上手です。番号27番から30番について説明します。12月2日風連庁舎において、農業委員から藤野委員、安達委員、私の3名と事務局であっせん委員会を開催しています。27番の所在ですが、8ページの中央にマーカで21線がありますが、右へ向かって東7号沿いが所在地になります。買受者は〇〇〇〇さんで、反当り田22万円で両者合意の上での成立となっています。
次に28番の所在ですが、マーカで20線とありますが、すぐ右下の東6号沿いが所在地になります。買受者は〇〇〇〇さんで、反当り田18万円から22万5千円となっています。この金額の違いですが、前所有者が3人いまして、当時の購入金額の違いと土地の肥沃の差とご理解ください。そして畑が反当り3万円で、両者合意の上での成立となっています。
次に29番の所在ですが、28番の所在地の排水路を挟んだ南側が所在地になります。買受者は〇〇〇〇さんで、反当り田21万円で両者合意の上での成立となっています。
次に30番の所在ですが、マーカで23線とありますが、左の東3号と東4号の中間の北側が所在地となります。買受者は〇〇〇〇さんで、反当り田15万円で両者合意の上での成立となっています。皆様の審議、よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、番号27番から30番について、上手委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号27番から30番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号27番から30番は、原案のとおり決定いたしました。
続きまして、**番号31番**について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号31番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。番号31番について説明します。この件については、12月1日午後2時15分より、売り手〇〇〇〇〇〇さん、買い手〇〇〇〇〇〇さん、農業委員は私と武田委員、林委員、事務局により庁舎1階会議室において、あっせん委員会を行いました。〇〇〇〇〇〇さんについては、隣接地を耕作し農地を効率的に利用できると認められ、集団化の面においても適任ということで選定しました。価格については過去の地域の例を参考にし反当り17万円と設定し、双方合意により成立となっています。所在地につきましては、8ページをご覧ください。23線の8号から10号に斜めに向かって、風連別川の橋がありますが、その次の橋を渡った左側が所在地です。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。

議 長： ただいま、番号31番について、安達委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号31番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号31番は、原案のとおり決定いたしました。
続きまして、**番号32番**について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号32番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

武田委員： はい。

議 長： 武田委員。

武田委員： 14番 武田です。32番について説明します。32番につきましては、〇〇〇〇〇〇さんからの申し出で、買い手については〇〇〇〇〇〇さんということでのあっせんを行いました。まず

場所ですけれども、8ページの道道旭名寄線と25線のちょうど交差点の北西の角になります。〇〇さんについては、体調を崩したということで、昨年も売買を行っていますが、今年はずべて売り渡すということでした。近隣を耕作していることや農地の集約を含めて〇〇さんが最適者ということで調整させていただきました。価格については、地域の平均的な金額ということで21万5千円と設定し両者合意しています。よろしくご審議願います。

議 長： ただいま、番号32番について、武田委員より意見がありました。ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号32番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号32番は、原案のとおり決定いたしました。続きまして、**番号33番**について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号33番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。質疑に入ります。ご意見はありませんか。

林 委員： はい。

議 長： 林委員。

林 委員： 12番 林です。番号33番について説明します。この件につきましては、12月7日午後より風連庁舎であっせん委員会を行っています。売り手〇〇さん、買い手〇〇〇〇〇〇さん、農業委員からは横田委員、飯村委員、私と事務局が立ち会っています。〇〇さんについては、旭地区に通いの土地がありまして、そこを今回手放したいということでした。買い手については、隣接地を耕作している〇〇〇〇〇〇さんを選定しました。土地の所在については地図9ページになります。真ん中より少し左側にマーカーで道道旭土別線とありますが、その土別の“土”という辺りに1か所と、道路を挟んで反対側にもう1か所の2か所に分かれています。土地の価格についてですが、田については反当り12万円。畑については反当り5千円ということで、両者合意の上あっせんが成立しています。皆様のご審議、よろしく願います。

議 長： ただいま、番号33番について、林委員より意見がありました。ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号33番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号33番は、原案のとおり決定いたしました。続きまして、本日お配りしました追加議案、**番号34番**について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号34番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

武田委員： はい。

議 長： 武田委員。

武田委員： 14番 武田です。34番について説明します。〇〇〇〇さんの申し出につきまして、12月19日午後1時30分よりあっせん委員会を開催しました。出席委員につきましては、私と安達委員、林委員と事務局となっています。場所については、27線と28線の間の8号道路の西側になります。〇〇さんについては、住宅が東風連にありまして、離れ地のため処分したいということでした。買い手については、〇〇さんが道路向かいを作付けしていること、集積も含めて〇〇さんが最適ということで利用調整が行われました。価格については、個々の面積がある程度大きい土地ということで、地域の平均的単価より若干高い反当り21万円と設定し、両者合意の下であっせんは終了しています。よろしくご審議いただきたいと思っております。

議 長： ただいま、番号34番について、武田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号34番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号34番は、原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**賃貸借**の審査を行います。
番号13番から17番までを一括して、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号13番から17番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 18番 中村です。番号13番から17番について説明します。番号17番までのすべてが賃貸の更新になります。前回の更新の時に、賃貸期間を統一していますが、今回も借手と貸手に集まっていたら、5年間の賃貸の更新となっています。賃貸価格についても検討しようということで、前回まで反当り1万円でしたが、今回から反当り9千円ということで話し合いが済んでいます。

議 長： ただいま、番号13番から17番について中村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号13番から17番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号13番から17番は原案のとおり決定いたしました。続きまして、**番号18番から21番まで**を一括して、事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号18番から21番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。18番から21番について説明します。まず場所ですが、6ページをご覧ください。真ん中の国道とバイパスが交差するところに親和があります。その上に〇〇さんの住宅がありますが、その周りを19番〇〇さんが賃貸し、その上、国道南側を20番〇〇さんが賃貸します。その〇〇さんより左側の親和ICとあるところが21番〇〇さんが賃貸するところです。家から離れたところ2線右側、十四線とある川の右側を18番〇〇〇さんが賃貸することになっています。今年〇〇さんが亡くなり、営農集団の皆さんが来年作付けしてから、賃貸するか購入するかを決めるので1年間の賃貸となっています。皆様の審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、番号18番から21番について南原委員より意見がありました。ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号18番から21番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号18番から21番は原案のとおり決定いたしました。続きまして、**番号22番**について、事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号22番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

菅原委員： はい。

議 長： 菅原委員。

菅原委員： 1番 菅原です。番号22番について説明します。まず所在ですが、地図の8ページをご覧ください。中ほどの右下にマーカーで国道40号とある“国”のところ、26線東2号が所在地になります。この土地は〇〇さんと〇〇さんの賃貸借です。賃貸価格も両者合意となっています。皆様の審議よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、番号22番について菅原委員より意見がありました。

ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号22番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号22番は原案のとおり決定いたしました。続きまして、**番号23番、24番**を一括して、事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号23番、24番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

上手委員： はい。

議 長： 上手委員。

上手委員： 11番 上手です。番号23番と24番について説明します。両案件とも期間満了に伴う賃貸契約の更新となっています。皆様の審議よろしくお願いします。

議 長： ただいま、番号23番、24番について上手委員より意見がありました。ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号23番、24番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号23番、24番は原案のとおり決定いたしました。続きまして、**番号25番**について、事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号25番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 7番 飯村です。25番についても、期間満了による契約更新となっています。審議のほどよろしくお願いします。

議 長： ただいま、番号25番について飯村委員より意見がありました。ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号25番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号25番は原案のとおり決定いたしました。
続きまして、**番号26番**は飯村委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。(15:06)

議 長： それでは議事を再開いたします。(15:06)
それでは**番号26番**について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号26番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 17番 横田です。番号26番について説明します。本件は〇〇さんと〇〇さんの賃貸の更新となります。よろしく審議お願いします。

議 長： ただいま、番号26番について横田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号26番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号26番は原案のとおり決定いたしました。
飯村委員については、席移動をお願いいたします。(15:08)

議 長： それでは議事を再開いたします。(15:08)
続きまして、**使用貸借**の審査を行います。
番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号2番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありますか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。番号2番について説明します。本件につきましては、〇〇さんと〇〇さんの期間終了に伴う更新ということです。審議のほどよろしくお願いします。

議 長： ただいま、番号2番について安達委員より意見がありました。

ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号2番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号2番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 日程第5、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供します。
番号16番から19番までを一括して審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号16番から19番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

新田委員： はい。

議 長： 新田委員。

新田委員： 2番 新田です。番号16番から19番について説明します。16番17番18番は、祖父、祖母、父から〇〇〇〇さんへ経営移譲のための使用貸借です。
同じく19番も、〇〇〇〇さんから息子の〇〇さんへの経営移譲のための使用貸借です。
ご審議よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、新田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号16番から19番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号16番から19番は原案のとおり決定いたしました。
続きまして、番号20番、21番の審査は、武田委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席願います。暫時休憩します。
（15：11）

議 長： それでは議事を再開いたします。（15：11）
それでは、番号20番、21番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号20番、21番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。番号20番、21番について説明します。20番については、〇〇〇〇さんと〇〇くんは親子関係にあり、経営移譲ということでの使用貸借になります。21番につきましては、〇〇〇〇さんが農地処分ということで、隣接する〇〇〇〇くんと
の売買です。皆さんの審議よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号20番、21番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号20番、21番は原案のとおり決定いたしました。
武田委員は席移動を願ひます。（15：14）

議 長： それでは議事を再開いたします。（15：15）
続いて、番号22番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： （議案第3号 番号22番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

林 委員： はい。

議 長： 林委員。

林 委員： 12番 林です。番号22番について説明します。〇〇さんについては、離農のため農地を処分したいということですが、隣接地を耕作しており、また規模拡大の意欲がある〇〇〇さんとの3条での売買となっています。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、林委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号22番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号22番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 日程第6、議案第5号「農地法第52条に基づく貸貸料情報について」を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第5号について説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

議長：ご意見がないようですので、議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長：日程第7、議案第6号「農地利用状況調査に係る非農地の認定について」を議題に供します。
議案第6号の審査は、住田委員、又村委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席願います。暫時休憩します。（15：18）

議長：それでは議事を再開いたします。（15：18）
それでは、議案第6号の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第6号について説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

議長：ご意見がないようですので、議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり決定いたしました。
暫時休憩します。（15：19）

議長：それでは議事を再開いたします。（15：20）
日程第8、報告第1号「農地法第5条転用工事完了報告」を議題に供します。
番号5番について、南原委員より報告をお願いいたします。

南原委員：23番 南原です。番号5番について報告します。11月24日に〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんから完了の報告を受け現地を確認し、倉庫が出来上がっているのを見てきました。まだ壁ができていませんでしたが、経費削減のため自分で壁を張るそうです。タイヤショベルやユンボなどが格納されていたことをご報告いたします。

議長：番号5番について完了報告がありました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第12回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。
(午後3時21分 閉会)

【公告：令和4年12月22日 番号120番】

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____